

ひがしどおりむら

妊産婦に対する 交通費等の助成について

東通村では、自宅等から遠方の産科医療機関等での妊婦健診・分娩を必要とする妊婦及び周産期母子医療センターのNICU(新生児特定集中治療室)・GCU(新生児治療回復室)に入院する新生児への面会を必要とする産婦に対し、交通費及び宿泊費を助成しています。

以下の①～③に該当する方は、まずは電話にてご相談ください

①妊婦健診アクセス支援事業 (妊婦健診に係る交通費の助成)

- 妊婦健診のために自宅又は里帰り先の居住地から「最寄りの産科医療機関」まで、概ね60分以上の移動時間(片道)を要する妊婦*
- 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで妊婦健診を受診する必要がある妊婦で、自宅等から「最寄りの周産期母子医療センター」まで、概ね60分以上の移動時間(片道)を要する妊婦

②妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業 (分娩に係る交通費等の助成)

- 分娩のために自宅又は里帰り先の居住地から「最寄りの分娩取扱施設等」まで、概ね60分以上の移動時間(片道)を要する妊婦*
- 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦で、自宅等から「最寄りの周産期母子医療センター」まで、概ね60分以上の移動時間(片道)を要する妊婦

③周産期母子医療センターアクセス支援事業 (新生児との面会に係る交通費等の助成)

- 青森県立中央病院等のNICU又はGCUに入院している新生児に面会をするために通院する産婦

※自己都合等により遠方の産科医療機関等を受診した場合は該当しません

お問合せ先

東通村健康福祉課

☎0175-28-5800

8:15～17:00(土・日・祝日は除く)

助 成 内 容

①妊婦健診アクセス支援事業

(妊婦健診に係る交通費の助成)

交通費

- ・妊婦健診のための移動に要した交通費の約8割を助成します。
- ・助成対象経費は、自家用車(自宅等からの移動距離数により別途計算。また、有料道路利用も対象。)及び公共交通機関(バス・電車)の利用の場合です。

②妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業

(分娩に係る交通費等の助成)

交通費

- ・出産のための移動に要した交通費の約8割を助成します。
- ・助成対象経費は、自家用車(自宅等からの移動距離数により別途計算。また、有料道路利用も対象。)及び公共交通機関(バス・電車)、タクシーの利用の場合です。

宿泊費

- ・出産までの間、近隣の宿泊施設の利用に要した宿泊費(村の旅費条例に準じて算出した額を上限とする)から1泊2,000円を控除した額を助成します。

③周産期母子医療センターアクセス支援事業

(新生児との面会に係る交通費等の助成)

交通費・宿泊費

- ・新生児との面会のための移動に要した交通費(有料道路・駐車場利用料金を含む)及び宿泊費に対し、1人の産婦につき10万円を上限に助成します。

※産婦が面会せず、家族のみが面会する場合は助成対象外となります。

申請に必要なもの

①妊婦健診アクセス支援事業

(妊婦健診に係る交通費の助成)

- 東通村妊婦健診アクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
- 妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書(県実施要綱第2号様式)
- 母子健康手帳の写し(診療日、分娩日等の記載部分)
- 交通費に係る領収書の写し(有料道路を使用した場合)

②妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業

(分娩に係る交通費等の助成)

- 東通村妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
- 妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書(県実施要綱第1号様式)
- 母子健康手帳の写し(診療日、分娩日等の記載部分)
- 交通費に係る領収書の写し(タクシー、有料道路を使用した場合)
- 宿泊費に係る領収書の写し(宿泊施設を利用した場合)

③母子医療センターアクセス支援事業

(新生児との面会に係る交通費等の助成)

- 東通村周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
- 周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金申請書(県実施要綱第1号様式)
- 青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書(県実施要綱第2号様式)
- 母子健康手帳の写し(出産年月日等の記載部分)
- 交通費に係る領収書の写し(タクシー、有料道路及び有料駐車場を使用した場合)
- 宿泊費に係る領収書の写し(宿泊施設を利用した場合)

※面会状況報告書は過去にさかのぼって記載してもらえません。

事前に書類を準備し、面会の度に医療機関で記入してもらいましょう。

※その他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。